

## 相談の受付件数

令和3年7~9月の受付件数は計370件。  
 (うち北海道9件、東北4件、関東91件、北陸12件、中部39件、近畿128件、中国36件、四国2件、九州49件、沖縄0件)

## 相談者の属性

相談者の属性は、全370件のうち、  
 建設業者(元請)146件、建設業者(下請)58件、発注者23件、不明56件、その他87件

## 主な相談内容その1

- ・ 当社は、下請業者との工事請負契約に際し、注文書・請書を作成し約款をそれぞれに添付しているが、これを、
  - ・ 1回目の工事請負契約は今までどおりの契約
  - ・ 2回目以降の工事請負契約は、約款の添付に代えて「1回目〇〇工事契約約款のとおり」と記載する事で約款の添付を省略する事は可能か？
 ➔ 注文書・請書に約款を添付する工事請負契約の場合、**個々の工事契約毎に約款を添付する必要がある**、設問の方法は業法違反となる。  
 基本契約書を取り交わし、以後の工事請負契約は、注文書・請書の取り交わしのみの方法もある。
- ・ 建設業者に工事の見積を依頼したところ、法定福利費が計上されていた。これは、発注者が負担すべき費用なのか。
  - ➔ 法定福利費については、**建設業法19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる**ことから、発注者として必要経費として適正に負担することを考慮すべき費用とされている。
- ・ 見積書を作成するにあたり、法定福利費を内訳明示する必要があるが「厚生年金基金」分も請求して良いか。
  - ➔ 法定福利費については、**雇用保険・健康保険・厚生年金の3種の会社負担分が該当**。厚生年金基金は含まれない。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	66
	②建設業許可関係	43
	③その他建設業法関係	126
社会保険全般	④社会保険加入関係	42
	⑤法定福利費関係	29
	⑥その他社会保険関係	9
	⑦請負契約関係	29
	⑧その他	17

※各相談内容は、上記①~⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

## 主な相談内容その2

- 当社では設備工事を主に手がけている。今回の工事で必要な許可業種は管工事等になり所持しているのだが、保温作業に必要な「熱絶縁」の許可のみ所持していない。附带工事として熱絶縁の作業を直営せず、下請に出す場合、下請け業者が必要な許可を所持していれば、当社は熱絶縁の許可は所持していなくてもよいか？
  - ➡ 附带工事について、必要な許可を所持していなくても、必要な許可を所持する業者へ下請けをおこなえば、附带工事を含む全体工事を請け負うことは可能。なお、附带工事について**自社で施工する場合は、許可は所持していなくても(専門)技術者の配置は必要である**ことに注意すること。
- 施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」雇用保険欄について、以前、ある手引きで事業所番号か労働保険番号のどちらかを記載すると書いてあったが、どちらを記載するのが正しいのか？
  - ➡ **労働保険番号を記載すること**。元請契約と1次下請け契約を同一の事業所で契約している場合は下請契約欄は「同上」とすること。
- 「監理技術者制度運用マニュアル」三(1)について、専任の技術者等が、合理的な理由で短期間工事現場を離れる場合には、適切な施工ができる体制を確保するとし、例えば必要な資格を有する代理の技術者を配置するなどとされていますが、その代理の技術者は必ずしも専任の技術者でなくてもよいのでしょうか。
  - ➡ 代理の技術者の配置も代替措置の一例であり、**監理技術者等が常時連絡をとりうる体制を確保していて、いつでも現場に駆け付けられる状況**の場合などであれば、代理の技術者は非専任とする等の判断もあり得る。
- 2級土木施工管理技術研修の修了試験合格者について合格証があるが、これをもって現場の技術者配置の要件に該当するか
  - ➡ 該当しない。あくまで、**2級土木施工管理技術検定の「試験の全部免除」が可能となるもの**であり施工管理技士となるには別途手続きを行う必要がある。
- 市立の学校にある体育館に空調設備を設置する工事を予定している。47校あり一括での発注を考えているが、工事現場毎に監理技術者等を配置しないといけないのか。あるいは、複数人を何校か毎に配置することは可能か。
  - ➡ 監理技術者等は**「請け負った建設工事を施工する工事現場」に1名配置する必要がある**。一括発注の場合は47校それぞれを工事現場として見るのではなく、47校全体を一つの「請け負った建設工事を施工する工事現場」と見るため配置が求められる技術者は1名。